

特集 法廷における科学

法適用と事実認定

太田勝造

おおた しょうぞう

(東京大学大学院法学政治学研究科, 科学技術振興機構(JST)社会技術開発センター(RISTEX))

法における思考様式と自然科学における思考様式の間ギャップを剔出し、両者間の架橋の方策を探ろう、という本特集の目論見に鑑みると、私のような者に寄稿する資格があるのか甚だ心もとない。新聞やテレビの裁判報道で「被告は、逮捕後に容疑者として長時間の取調べを受けていた」とか「損害賠償請求を起訴した原告側の弁護士が公判で主張するには……」というような言明に遭遇する度に悲しくなるくらい、私は法律に首まで浸かっているからである。「容疑者」はマスコミ用語で、法律では起訴されるまでは「被疑者」、起訴されると「被告人」であり、刑事訴訟では「被告」や「容疑者」とは言わない。損害賠償請求などの民事訴訟では「起訴」という刑事訴訟用語ではなく「訴え提起」とか「提訴」と呼び、代理人となった弁護士は「訴訟代理人」と呼ばれ(「弁護士」は刑事訴訟用語)、「公判」は刑事訴訟であり民事訴訟では「期日」と呼ぶ。一般人から見ればどうでもよいことであり、これらがいちいち気になること自体、自分が「法人」(法学部の学生用語で、法律の勉強をしすぎた変人を茶化して呼ぶ)になっているからだと自覚するからである。ちなみに、英語やドイツ語などでは同じ用語を使うので、昔の日本の民事訴訟法学者と刑事訴訟法

学者が異なる訳語を使っただけの話であり、「どうでもよい」と思う一般人の感覚のほうが正しい良識であろう。なお、異なる分野で同じ原語が異なる訳語で使いならわされている例は、「平衡」と「均衡」などのように自然科学においても見られるようである。

さて、刑事であれ民事であれ裁判で行われることは基本的には二つである。一つ目は主張され争われた事実関係を証拠方法(証人や書証など)の取調べによって確定する事実認定であり、二つ目は認定された事実を法を適用して法的判断(判決)を導く法適用である。裁判のこの基本構造は法律関係者以外にとってもほぼ周知のことであろう。しかし、事実認定と法適用において実際には何がなされているか、そしてそれを法律家がどのように説明するかは、自然科学者から見ると意外なことが多いであろう。

事実認定

『広辞苑』(岩波書店)の第六版によれば「事実認定」とは、「裁判に必要な事実を認定すること。日本では自由心証主義による。」とあるので「事実認定」という言葉自体が既に法律用語であり日

常用語ではないとされているようである。事実、『法律用語辞典』(有斐閣)の第三版にも「事実の認定」として出ており「訴訟又は公的機関による類似の手續において、事件の内容である事実関係を確定すること。例、「事実の認定は、証拠による」(刑訴三一七)[刑訴三一七].」とある。

自然科学的発想からは、事実とは認定するものではなく証明するものであり、事実の証明とは、事実命題の真偽値を決定する作業であり、より厳密には、事実命題の真である確率を決定することを呼ぶのかもしれない。ただし数学において証明とは、公理と推論規則から命題を演繹することであろうと思われ、自然科学におけるような対応説(correspondence theory)的な、ある事実命題が意味する事態がメタ言明で特定されているとして、その事態が現実世界と対応しているならば真であり、対応していないならば偽である、とするような発想とは異なっている。

法の世界において事実認定は裁判官の仕事であり、証明とは「裁判の基礎として認定すべき事実について、それが存在したことの確からしさ(蓋然性)が、証拠や経験則などによって、裁判官が確信できる程度に——合理的疑いを抱かせない程度に——裏付けられた状態をいう」とされる(新堂幸司『新民事訴訟法』弘文堂、第四版、2008年)。古典的な科学観のように客観的な、いわば神の目から見た真偽の確定でもなく、また、トーマス・クーン的な科学者集団による受容でもなく(裁判官集団による受容?)、担当裁判官の確信の程度(心証)をめぐる定義される点が特徴的である。もちろん、担当裁判官の心証と言っても、まったく主観的で恣意的なものでは裁判の公正さを担保できないので、「証拠」と「経験則」によってその合理性と追証可能性を担保している。

「証拠」とは、対応説的な意味で、当事者の主張する事実関係についての言明が実際の事実関係と対応していることを示すものであり、自然科学者には「アリバイ」とか「DNA鑑定」などを想起すれば理解しやすいであろう。そして、証拠には当該事実命題を証明する上で「証拠力」(「証拠

価値」とも呼ばれる)の高いものと低いものがある。たとえば、アリバイがあれば犯人でないことはほぼ確実であるが、目撃証人の証言などは記憶の誤りや見間違えなどの可能性が高く、あまり証拠力は大きくない。ここで注意すべきは、法の世界では証拠力が高くても裁判において使えない証拠が存在するということである。自然科学的発想に立てば、真実発見に役立つものは何でも使うべきであろうが、法の世界では真実発見がなされなくなるリスクを甘受してでも、正義や衡平や法政策の観点から証拠を排除する場合がある。たとえば、違法収集証拠の排除などである。ある証拠方法が訴訟上で使える証拠方法たりうる資格のことを「証拠能力」と呼び、違法収集証拠などは、事実関係を解明するうえで役に立つもの(「証拠力」があるもの)であっても裁判では使えないことを、「証拠能力がない」と表現する。

違法収集証拠の排除則などの例外を除けば、証拠や証拠力の概念と意義は自然科学におけるそれとそれほど齟齬はないと思われるが、「経験則」のほうはかなりのギャップがあると思われる。法の世界では事実認定とは「心証形成」とされ、担当裁判官の主観的確率判断(「心証」と呼ばれる)を、自己の側に有利に導く作業を立証ないし証明と呼ぶ。心証形成は法の世界では経験則三段論法によって説明される。経験則とは自然科学や社会科学の知見について、その確率を無視してゼロか1に看做して定式化したものであり、法のルールと同様に、if-then clause で考えられる。すなわち、

経験則：A ⇒ B

証拠命題：a

結論命題 b

という「経験則三段論法」で説明される。ただし、経験則の条件命題 A に証拠命題 a が該当すること(A⇒a)が前提となっているとともに、経験則の帰結命題 B に結論命題 b が該当すること(B⇒b)が前提となっているが、これらの前提は経験

則の適用の場面ではあまり問題とならない。この経験則三段論法の例を創作すれば、たとえば、

経験則：A 「凶器に付着した、被害者以外の者の体液と、被疑者の体液とがDNA鑑定で一致する」

⇒ B 「凶器を用いた者と被疑者は同一人物である」

証拠命題：a 「本件事件の凶器に付着した、被害者甲以外の者の体液と、本件被疑者乙の体液とがDNA鑑定で一致した」

結論命題 b 「本件事件の凶器を用いた者と本件被疑者乙は同一人物である」

のようになる。

このような素朴な三段論法モデルのままでは、複数の証拠が積み上げられた場合にどうなるのかをモデル化することが困難である。たとえば、証拠命題 a と証拠命題 a' が提出された場合は、経験則「A⇒B」と経験則「A'⇒B」の相互関係が問題となり、その時にどうやって「AかつA'⇒B」を形成できるのか、その際の B と B' の関係はどうなるのか、などの理論的説明は示されない。また、「現場検証の際に被疑者乙が、本件凶器を触って怪我をして血が付着した」などの事実が主張されたときにこの経験則がどうなるかはっきりしない。この場合に、経験則「A⇒B」が適用できなくなるのか、それとも証拠命題 a の証拠力が削がれるのか、経験則「A⇒B」が経験則「A⇒たぶん B」のようになるのか、理論的説明はない。

そもそも、経験則が「ほぼ確実に」「たいていの場合に」「しばしば」「時として」「たぶん」「おそらく」などの確率的判断を含む場合にはどうなるかが問題である。これらの確率的判断が経験則の条件命題を「限定語(qualifier)」として修飾する場合にはそれほど問題はないであろう。たとえば、経験則「たぶん(A)⇒B」とか経験則「Aの確率が $\alpha\%$ ⇒B」の場合、結論命題 b はそのまま

である。確率的判断が経験則の帰結命題を限定語として修飾する場合にもそれほど問題はないであろう。たとえば、経験則「A⇒たぶん(B)」とか経験則「A⇒Bの確率は $\alpha\%$ 」の場合、結論命題 b が確率的結論命題 b' となるだけであろう(例:「たぶん b である」とか「bの確率は $\alpha\%$ 」など)。ただし、確率的判断が条件命題と帰結命題とを限定語として修飾する場合には(例:経験則「たぶん(A)⇒おそらく(B)」)、裁判官にとってあまり説得力が感じられないかもしれない。しかし経験則「A⇒B」のときに証拠命題 a のほうが確率的証拠命題 a' となった場合(例:「たぶん a である」)、結論命題 b も「たぶん b である」となるか否かは一概に言えないであろう。

さらにふたつ以上の経験則が使われる場合(証拠が複数ある場合はこれが通常であろう)、たとえばふたつの証拠命題 a₁ と a₂ が真であるとわかって、経験則「A₁⇒たいてい B」と経験則「A₂⇒たいてい B」が競合して適用できる場合に、「A₁かつA₂⇒Q(B)」の限定語 Q が「ほぼ確実に」となるのか「たぶん」のままなのか、などについては理論的な説明は経験則三段論法モデルからは出てこない。

にもかかわらず、このような単純化モデルによって説明される経験則と証拠から形成される裁判官の「心証」は確率的判断である。そして、その心証がどの程度であれば認定してよいかについての基準を「証明度」と呼ぶが、刑事訴訟では「合理的疑いを容れない程度(beyond a reasonable doubt)の確実性」が基準とされ、民事訴訟では「社会の通常人が日常生活においてその程度の判断を得たときは疑いを抱かずに安心して行動するであろう」程度の「高度の蓋然性(8割方確かであるとの判断)」と説明されることが多い(中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕(編)『新民事訴訟法講義』有斐閣、第二版補訂版、2006年、351頁など)。しかし、なぜ刑事裁判では「合理的疑いを容れない程度の確実性」が証明度であり、民事裁判では「高度の蓋然性」が証明度たるべきかの合理的説明はあまりない(ちなみにアメリカ合衆国

の民事訴訟での証明度は「証拠の優越(preponderance of evidence)」(50%とか60%を超える確実性を指すとされることが多い)であり日本の民事訴訟の証明度よりも低いとされる。

以上の事実認定の法律学における説明については、自然科学者、とりわけ統計的意思決定理論を知っている科学者から見ると、非常に奇妙に思えるであろう(以下についての詳細は、太田勝造『裁判における証明論の基礎——事実認定と証明責任のベイズ論的再構成』弘文堂、1982年; 太田勝造「民事訴訟法と確率・情報理論——証明度・解明度とベイズ決定方式・相互情報量」『判例タイムズ』598号203頁~220頁、1986年; 太田勝造『社会科学における理論とモデル7 法律』東京大学出版会、2000年など参照)。確実さの程度、ないしある事実命題の真である確率判断を心証と呼ぶことは問題がないであろうが、確率判断と位置づける以上は確率の公理を満たすものとして定式化されなければならないことになる。合理的な心証が確率の公理を満たすとすれば、心証形成の過程は事前確率が証拠の集積によって事後確率へと変化してゆくプロセスとしてモデル化されることになる。こうして合理的にモデル化すると、前記の経験則三段論法はほとんどナンセンスなモデル化であることになってしまふであろう。経験則「 $A \Rightarrow B$ 」の命題 B が確率1の命題であるとするれば、現実の事実命題で確率1となることは例外中の例外であるし、そもそも証明したい事実命題たる結論命題 b (法律では「要証事実」とか「要証命題」と呼ばれる)の事前確率なしには事後確率は決定できない。

統計的意思決定理論からは、①「事実命題 b が真であるときに当該証拠 a が存在する確率」と、②「事実命題 b が偽であるときに当該証拠 a が存在する確率」の比の値(①/②)が1より大きければ要証命題 b の事後確率は事前確率よりも高くなり、逆であれば低くなるのが確率の公理から簡単に導かれるのであるが、上記の経験則「 $A \Rightarrow B$ 」にはこのような考慮は一切なされていないのである。なお、この比の値(①/②)は証拠力に相

当すると解釈できるが、非常に高い証拠力の証拠が存在しても、事前確率が非常に小さければ、事後確率はあまり高くないことが起きることは中学生レベルの確率論(ベイズの定理)から簡単に示すことができる(だから事前確率がなければ事後確率は決定できない)。

また、心証がどの程度であれば認定してよいかについての基準である証明度の決定についても統計的意思決定理論を知っている者には、前記の法律の分野の説明は、常識的にも見えるが結局は恣意的な結論を述べている以上のものではないと見えるであろう。統計学や検査理論の枠組みから見れば、証明度の決定とは、事実命題に真の値ないし偽の値を付与仕分けるための分岐点の確率値の決定問題として定式化されるであろう。そうなれば、偽陽性のリスクと偽陰性のリスク(統計学ではタイプI過誤のリスクとタイプII過誤のリスク)を比較して分岐点確率値を決定することが合理的であるということになる。

これを刑事裁判の文脈で言えば、偽陽性とは無実の者を有罪と判断して処罰することのリスクであり、偽陰性とは真犯人に対して無罪判決をして自由にしてしまうことのリスクである。民事裁判の文脈で言えば、偽陽性とは無権利の原告に勝訴判決をして正しい被告を敗訴させることのリスクであり、偽陰性とは権利のある原告に敗訴判決をして正しくない被告を勝訴させることのリスクである。これらのリスクを比較することから証明度が決定されるべきであるが、法律の分野でこのような偽陰性と偽陽性の考え方(ないしタイプI過誤とタイプII過誤の考え方)はあまり使われない。

逆に、民事訴訟では証明度が、アメリカ合衆国民事訴訟の証拠の優越のように低いものであるべきではなく、高度の蓋然性(確率)でなければならない根拠として、「真実発見」が採用されることがあるが、この議論などは偽陽性と偽陰性の区別をまったく無視した議論であることは明白であろう(証明度が高く設定されるほど、偽陰性の過誤が生じやすくなるので真実発見に反する結果となる)。ただし、刑事訴訟における証明度として合

理的疑いを容れない確実さを求める根拠として「10人の真犯人を逸しても、1人の無辜の者を罰するなかれ」とか「100人の罪人を放免するとも、1人の無辜の民を刑するなかれ」などの法諺が採用されることがあり、この考え方はまさに偽陽性と偽陰性の比較にもとづく証明度決定であるといえることができる。

以上見てきたように、事実認定についての法律家の説明は、現代の社会科学や自然科学の理論と知見をまったく無視したいわば「ガラパゴス諸島のウミグアナ」のようなものであると、自然科学者の目には見えるであろう。

法適用

裁判において法を適用するとは、事実認定によって確定された事実関係について、法を当てはめて法的結論を導く作業をいう。この法適用の過程は法的三段論法で説明されることが通常である。この場合、法命題は究極的には、通常は事実関係を示す法律要件と権利義務の発生・変更・消滅などの法律効果とを「ならば(⇒)」で結合させた if-then clause に整理できるとして、

法命題：法律要件 A ⇒ 法律効果 B

事実命題： a

法的結論命題 b

という定式化がなされ「法的三段論法」と呼ばれる。ただし、法律要件 A に事実命題 a が該当すること ($A \supset a$ 、これは法律の分野では「事実命題 a は法律要件 A に「包摂(subsume)」される」と表現する) が前提となっているとともに、法律効果 B に法的結論命題 b が該当すること ($B \supset b$) が前提となっている。後述のように、経験則の場合とは異なり、これらの前提こそ法的三段論法の最大の問題点である。

さて、この法的三段論法の例を構築すれば、たとえば、

法命題(刑法第 199 条)：法律要件 A 「人を殺した」 ⇒ 法律効果 B 「死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する」

事実命題： a 「本件事件の被告人甲は被害者乙を殺害した」

法的結論命題 b 「被告人甲を、死刑に処する」

というようになる。ここで、具体的な事実命題 a は法律要件 A に該当する(包摂される)事実であり、民事訴訟の場合は「主要事実」と呼ばれる。

これだけを見ると、法規範は明確で法適用は客観的で、どの裁判官が担当となっても同じ結論(判決)に至るという気がしてくるかもしれない。

事実、そのような説明がなされたこともかつてあり、「裁判オートマトン説」とか「裁判自動販売機説」と呼ばれた。事実という名のコインを入れれば、常に同じ商品(判決)が出てくるという趣旨である。このような考え方は機械的法適用を非難するためではなく、裁判官によって異なる判決が出ることを、とりわけ裁判官が賄賂をもらって歪んだ判決をすることを防止するものとして賞賛された考え方である。さらに、経験則三段論法の場合と異なり、法規範命題はいわばゼロ・1 ベースで人間が構築する命題であるので、「たぶん(法律要件 A) ⇒ 法律効果 B」というような不確実な要件に法律効果を結びつける法命題が定立されることはほとんどないとともに、「法律要件 A ⇒ たぶん(法律効果 B)」というような不確実な権利義務を定める法命題が定立されることはない。

しかし、このような法律家による法適用のモデル化には少なくとも二つの問題点がある。一つ目の問題点は、複数の法律要件が法律効果をもたらす条項の場合、例えば、

法命題：法律要件① かつ 法律要件② かつ

法律要件③ ⇒ 法律効果

のような法命題の場合、法律要件①から法律要件③までを同じ重み付けでゼロ・1 で法律効果と結びつけることになるこのモデルの妥当性の問題で

ある。法律要件①は重要なのでこれに該当する(包摂される)主要事実①の存否が法律効果の可否に直結するが、法律要件③はそれほど重要でないので主要事実③が法律要件③に該当する程度が低くても、総合判断として法律効果を認める、というような総合評価がこのモデルでは排除されることになる。しかし、社会的妥当性の見地からは、そのような総合評価が必要となる場合があるという問題である。

法律家もこの問題には気づいていて、一般条項とか規範的要件という概念を立てて対処している。総合評価が当該法律効果の可否にとって重要である場合、中間項ないし媒介項として「正当事由」とか「過失」などの抽象的概念を法律要件に設定するのである。すると、正当事由があるか否か、過失が認められるか否か、というゼロ・1の判断の枠組みを維持したまま、これら抽象的価値概念による総合評価を、その法律要件の判断に必要な複数の主要事実の総合評価に委ねる、という戦略である。これでゼロ・1の判断の外形を維持しつつ、総合評価を法的判断に持ち込むことができるが、判断プロセスの説明としては、社会科学の観点からは単なる詭弁でしかない。

先述のような法律家による法適用のモデル化の二つ目の問題点は、「包摂」という概念に内在している。ある事実が問題の法律要件に該当する主要事実と言えるか、それとも重要ではないその他の事実に過ぎないのかの判断は、それ自体が法的判断(社会的価値判断)である。したがって、アリストテレスの三段論法、

大前提：すべての人間は死ぬ。(∀ x , x は人間である。⇒ x は死ぬ.)

小前提：ソクラテスは人間である。

結論：ソクラテスは死ぬ。

のように妥当な推論に外形は似ているが、法的三段論法における「包摂(subsumption)」は形式論理的には成立しないのである。つまり、論理学の三段論法は引数 x に「ソクラテス」を代入す

れば自動的に結論が出てくるが、法的三段論法はそのような操作が不可能である。事実命題 a が法律要件 A に包摂されるか(該当するか)は形式論理学の外的問題であり、法的価値判断に他ならないのである。この点は、たとえば不法行為(民法709条)による損害賠償請求が認められるための法律要件のひとつが「過失」であるが、どのような行為が過失に当たるかは裁判で最も争われる法的判断のひとつであることに鑑みれば明白であろう。

過失についての説明を、有斐閣の『法律学小辞典』から引用すると「過失は、……自分の行為から一定の結果が発生することを認識できたのに(予見可能性の存在)、不注意でそれを認識しない心理状態と説明されてきた(心理状態説)。しかし、判例は、……損害発生を回避するように行動しなければならぬ注意義務の違反と説明することが多かった(……)ので、過失は単なる心理状態ではなく、予見可能性を前提に行行為者に課される客観的な行為義務(作為又は不作為)の違反であるとする説が通説となった。さらに近年は、……過失と違法性を一元的にとらえる説(新過失論……)が有力になっている。過失はまた、故意に対する語として用いられるが、故意を含むと解される場合もある……。」とある。ある行為が、このような意味での「過失」に包摂されるか(該当するか)否かの判断はきわめて高度に法的価値判断でしかありえない。法的三段論法によって、形式論理的なすっきりとした美しさをもつ客観的(間主観的)な判断であるように法適用を説明することは、実はそれがこのようなドロドロとした法的価値判断そのものであるという事実を隠蔽するものとなっているのである。

自然科学や社会科学の分野の者から見ると、法規範を明確で具体的な内容にすればするほど、第一に、人と社会に対する法的制禦としては、より明確なメッセージを伝えることができ制禦の効率性を高めることができるようになり(第一次制禦, オブジェクト・レヴェル制禦の効率化)、第二に、人と社会に対する制禦装置である司法と行

政に対して、その恣意的判断を排除して本来の目的通りの法的社会制禦をよりよく実行させることができるようになる(第二次制禦, メタ・レヴェル制禦の効率化)のであり, そのようなメカニズムとして法適用を考えるであろう。法適用を形式論理的な法的三段論法で説明しようとする法律家の発想の背景には, 実はこのような考慮が暗黙に横たわっているのかもしれない。

社会工学的な発想から見るとしかし, すべての社会構成員の行為, すべての社会状態, およびすべての社会問題について, 立法者が最善の社会制禦(最適解)を事前に判断して立法化することは不可能である。そこで大まかな方針や原則を抽象的な法命題の定立によって立法者が示し, 個別具体的な問題については司法や行政が「法の解釈」を通じて社会制禦を具体化してゆくという, 立法と司法・行政の間のいわば「分業体制(division of labor)」を構築するほうが効率的である。このような「分業」は, 立法がマクロな法創造を行い, 司法・行政がミクロな法創造である法的具体化を「法の解釈適用」の名の下に行うというシステムである。自然科学者から見れば, このような実態に鑑みれば, 裁判における法の解釈適用も, その本質はミクロな法創造(立法)にほかならないことを正面から認めた上で, 法創造の合理的モデルを探すべきであると感じられるであろう(そのような方向の私の研究については, 太田勝造『民事紛争解決手続論——交渉・和解・調停・裁判の理論分析』信山社, 1990年, 新装版2008年の第2章参照)。

以上見てきたように, 法適用についての法律家の説明は, 現代の社会科学や自然科学の分野から見れば, 現実態の限られた側面をあたかも全体であるかのように誇張して説明するものである。自然科学者の発想からは, 法も社会制禦手段の一つであると位置づけて, より良い社会を導くような法を定立し適用するにはどのような法適用モデルを構築し, どのような法システムを設計すべきかという視点から法を考えるべきだと感じられるであろう(そのような方向の実践として, 太田勝造

(編著), 尾城亮輔・川崎邦宏・喜多俊弘・護守卓志・酒井雅弘・農端康輔・水町雅子・宮内宏・宮永雅好(共著)『チャレンジする東大法科大学院生——社会科学としての家族法・知的財産法の探求』商事法務, 2007年を参照)。

* *

本稿では, 法における思考様式と自然科学における思考様式間のギャップを剔出し, 両者の間の架橋の方策を探ろう, という本特集の目論見にできるだけ沿うように, 事実認定と法適用についての法律学における説明をまず行い, それに対する問題点や疑問点を提示し, 自然科学・社会科学の観点からの批判や代替的説明理論を論じてみた。

事実認定において, 主張事実を証拠に照らして検証したり反証したりしつつ真実を解明しようとする裁判官の営為は, 本稿で説明した経験則三段論法による法律家の説明よりも, むしろ科学哲学におけるポパー流の反証可能性の理論に近い場合も多いことは十分に承知している。ただし, 反証可能性の理論に対しては, 確率論に対する初歩的な誤解や無理解が内在しているとの批判も存在している。筆者は科学哲学的には前期ポパーに近い立場であるが, それと同時に確率論, とりわけ統計的意思決定論の立場にたっており, 本稿ではこのような筆者のスタンスが色濃く出てしまったかもしれないことをお断りしておく。

法適用において, 正義と公平に深いコミットメントをなし, レヴェルの低い政策論議と高邁な法解釈学とはまったく別物で, 両者を混同するのは無知無能の証拠であるというような法学についての自己理解をともすると暗黙にも明示にも表明する法律学者の崇高な立場を, 頭ごなしにブドゥーイズムの典型であると暗黙に位置づけているかのような説明をしてしまったと見える場合があるかもしれない。法学の「脱神話化」を標榜する筆者の立場が筆の走りをもたらしただかもしれないことをお断りしておく。

本稿が, 自然科学的な思考様式と, 法的思考様式間の対話のための地均しとなることを祈念する次第である。